

羽村市

東京都羽村市秘書広報課広報・シティプロモーション係

カスタマー・ハラスメント対策について

標記の件について、広く周知したいので、取り上げていただきますよう、よろしくお願いいたします。

東京都では、顧客等と働く全ての人とが対応な立場に立って、互いに尊重し合う都市をつくりあげるとともに、カスタマー・ハラスメントのない公正で持続可能な社会を目指していくため、「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」が令和7年4月1日から施行されました。

これを踏まえ、羽村市では、カスタマー・ハラスメント対策を強化し、質の高い行政サービスを継続的に提供するため、「羽村市職員へのカスタマー・ハラスメントに対する基本方針」、「カスタマー・ハラスメント対策マニュアル」を作成しました。

概要については、別紙資料をご確認ください。

【問合せ】

企画部 職員課 人事研修係

電話：042-555-1111（内線322）

E-mail：s104000@city.hamura.tokyo.jp

